

「九重町・玖珠町障がい者計画（障がい者計画・第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画）策定支援業務」仕様書

1 業務名

九重町・玖珠町障がい者計画（障がい者計画・第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画）策定支援業務

2 契約期間 契約の日から令和9年3月25日（木）まで

3 目的

本業務は、九重町及び玖珠町（以下「両町」という。）による共同策定とします。現行の両町の障がい者計画（障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画）の達成状況を踏まえ、国及び県の動向並びに両町における障がい者を取り巻く環境やニーズを的確に把握します。

これらをもとに、両町が取り組むべき課題、障がい者福祉施策の方向性及び障がい福祉サービスの目標量を定める「九重町・玖珠町障がい者計画（障がい者基本計画・第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画）」を策定することを目的とします。

4. 一体的に策定する計画

- ・障害者基本計画（障害者基本法第11条第3項に基づく計画）
計画期間は3年間とします。
- ・障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第2項に基づく計画）
- ・障害児福祉計画（児童福祉法第33条の20に基づく計画）

5 業務の内容

本業務の履行にあたっては、原則として両町の前計画を踏襲し、法令及び制度改正、アンケート結果を反映させて策定します。また、両町の最上位計画である「九重町総合計画」及び「玖珠町総合計画」との整合性を図り、併せて本計画の上位計画である「九重町地域福祉計画」及び「玖珠町地域福祉計画」等、各福祉計画との整合性も考慮します。さらに、国・県の計画及び指針を踏まえた内容とします。

なお、下記に示す事項は計画策定に必要な事項を示したものであり、プロポーザルにより選定された事業者の提案に基づき、協議のうえ変更がある可能性があります。受託者は、上記の目的を達成するため、次の事項について調査・分析し、障がい者計画案として取りまとめます。

(1) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

障がい福祉をめぐる施策動向、両町の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備

状況、障がい者（児）の現況動向及びサービスの利用状況等について、両町が提供するデータや資料をもとに整理・分析を行います。

(2) アンケート調査の実施支援

障がい者の意識や生活実態、抱える問題等を把握するとともに、家庭や地域における課題、サービスの利用状況及びニーズ等の把握するため、アンケート調査を実施します。調査票の印刷、配布及び回収に必要な作業は受託者が行い、その費用についても受託者が負担します。ただし、宛名の抽出及び宛名ラベル作成は委託者が行います。

また、受託者は調査票の設計並びに回収票の入力、集計及び分析を行い、調査結果を報告書として取りまとめるものとします。

【アンケート調査の実施概要】

| | |
|------|---------------------------------------|
| 調査対象 | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者 |
| 配布数 | 1種 800票（回収率60%見込む） |
| 調査方法 | 郵送法、ただしオンラインによる回答が可能なものとします。 |
| 集計方法 | 単純集計、障害種別・町別のクロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計 |

(3) 関係団体・サービス提供者等アンケート調査の実施支援

両町における障がい者（児）の実態及び支援を行う団体・事業者等の実態を把握するため、アンケート調査を行います。

調査票の印刷、配布及び回収に必要な作業は、委託者が行い（郵送費も含む）、受託者は調査票の設計及び回収票の入力・集計・分析を行い、調査結果を報告書として取りまとめます。

【アンケート調査の実施概要】

| | |
|------|---|
| 調査対象 | 両町内において障がい者（児）の支援又はサービス提供を行う団体及び事業者 |
| 配布数 | 関係団体 10団体程度（回収率100%を見込む） サービス提供者 10か所程度（回収率100%を見込む） |
| 調査方法 | 郵送法 |
| 集計方法 | 単純集計、障害類別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計 |

(4) 施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

現行計画における施策・事業の実施状況を調査シートに基づき評価し、課題を取りまとめ、新たな計画で重点的に取り組むべき事項を検討します。

(5) 障がい福祉サービスの推進方策の検討

計画対象者数を推計し、障がい福祉サービス等の各年度における見込量を算定し、確保策の検討を行います。見込量は九重町・玖珠町・合計の3項目表示とします。

(6) 計画骨子案・素案の作成

計画の構成や施策体系等の検討し、課題を踏まえた計画の推進方向、数値目標等を記載した計画案を作成し、内容の協議を行います。

(7) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスをを行います。

(8) 会議の運営支援

玖珠町九重町地域自立支援協議会全体会を計画策定委員会と位置づけ、玖珠町九重町自立支援協議会の専門部会や事務局会での議論を踏まえて開催することを想定しています。計画策定委員会（4回程度）の運営について、会議資料を作成のうえ、出席して協議事項に関するアドバイスをを行い、議事要旨の作成し、計画への反映を行います。玖珠町九重町自立支援協議会の専門部会や事務局会においても、必要に応じて出席して協議事項に関するアドバイスをを行います。

(9) 本業務に関する情報提供支援

障がい者福祉に関する動向は日々目まぐるしく変化しており、本計画は国の方針を鑑みながら策定することが求められます。厚生労働省や内閣府、こども家庭庁等から指針が公表や、検討会議が開催された際には、公表内容の要約版を作成して委託者に提供し、その内容を計画書案に反映させられるよう支援を行います。

(10) 打合せ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者側の担当者と委託者側の担当者は常に密接に連絡を取り、業務の方針や条件、内容等の疑義を解決を図るものとします。その内容は、受託者が打合せ記録簿等に書面で記録し、相互に確認します。

また、受託者側の担当者は必要に応じて委託者を訪問し、本業務の進捗状況の報告又はその他必要な打合せを行うものとします。

なお、骨子案や素案等の提出書類を作成する際には、必ず副担当者による精査・確認を行い、誤字脱字等の校正ミスが最小限に抑えられるよう対応することとします。

6. 成果品

- ・アンケート調査結果報告書（A4判、簡易製本）：Word又はExcelデータ一式
- ・障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（A4判、80頁程度、1色刷り、ただし表紙はカラー）：200部
- ・上記データ一式（PDF版 ※文字検索が可能な状態とします）
- ・情報提供資料一式

※計画書は、写真や挿絵などのデザインを工夫し、視覚的にも読みやすい構成とします。

7 守秘義務

受託者は、この仕様書で示す業務の全部を一括して第三者に委託することはできません。

また、業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ書面で委託者の承認を得なければなりません。この場合においても、受託者は業務に係る一切の責任を負うものとします。

8 受注者の義務

受注者は、業務の履行に当たり、本業務の内容及び目的を十分に理解した上で業務を行うものとします。また、本特記仕様書には、本業務に必要な主要事項のみを示しているため、記載していない事項であっても、業務遂行上必要と認められるものについては、受託者の責任において適切に対応しなければなりません。

9 その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、委託者と受注者がその都度協議の上、委託者の指示に従い業務を遂行するものとします。

参考 本計画策定等推進体制

(1) 事務局体制

計画策定委員会事務局 玖珠町
主管課 玖珠町福祉保険課 福祉班
九重町地域共生支援課 福祉グループ

(2) 附属機関

九重町・玖珠町障がい者計画策定委員会（玖珠町九重町地域自立支援協議会 全体会）
（障害者基本法に基づく委員会。委員会の委員は20名程度）